

○財務省告示第百九十三号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条の三第一項の規定に基づき、平成三十年七月豪雨についての特定災害の指定及びこれにより相当な損害を受けた地域の指定に関する件（平成三十年七月財務省告示第百九十一号）により指定した地域に、次に掲げる地域を追加して指定する。

平成三十年七月二十五日

財務大臣臨時代理

国務大臣 野田 聖子

都道府県		指定地域		
島根県		江津市		
山口県		邑智郡川本町		
高知県		岩国市		
福岡県	飯塚市	幡多郡大月町		